

文京スポーツボランティア事業運営要綱

26文アス第523号平成27年4月1日区長決定
改正 29文アス第785号平成30年3月15日部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文京区（以下「区」という。）の生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を推進するため、「支えるスポーツ」の担い手としてのスポーツボランティアを養成するとともに、区及び地域が主体となって実施するスポーツ振興事業等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ区において登録し、区及び地域の要請に基づき、当該スポーツ振興事業等に派遣する文京スポーツボランティア事業（以下「スポーツボランティア事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツボランティア」とは、次に掲げる活動に協力する者であって、区に登録されたものをいう。

- (1) 区又は教育委員会が主催し、又は後援するスポーツ振興事業等の運営における補助
- (2) 文京区スポーツ推進委員会が主催するスポーツ振興事業等の運営における補助
- (3) その他区長が必要があると認めた事業における活動

(登録の要件)

第3条 スポーツボランティアとして登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、又は通学している満15歳以上の者（中学生を除く。）のうち、スポーツに関心があり、「支えるスポーツ」に積極的に協力することができる者
- (2) 区内に本拠地を置くスポーツ・レクリエーション団体等の構成員で年齢満15歳以上の者（中学生を除く。）
- (3) 前項の規定にかかわらず、高校生が申請をする場合においては、当該者の保護者の同意を要するものとする。

(登録の申請)

第4条 スポーツボランティアへの登録を希望する者は、文京スポーツボランティア登録申請書（別記様式第1号）を区長へ提出するものとする。

(登録)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合においては、申請の内容

を審査し、登録が適当であると認めたときは、当該申請者をスポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

(登録簿)

第6条 区は、前条の規定によりスポーツボランティアの登録を行ったときは、当該申請者を文京スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 登録簿に記載された個人情報は、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）に基づき適切に保護するとともに、本人の同意なしに他の目的に利用してはならない。

(登録の有効期間)

第8条 スポーツボランティアの登録の有効期間は、区が登録を行った日から当該登録を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日までにスポーツボランティアとして活動の実績があった場合は、この有効期間は1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(変更等の届出)

第9条 第5条の規定により登録された者（以下「登録者」という。）は、登録内容に変更が生じたとき又は登録を取り消すときは、文京スポーツボランティア登録内容変更届・登録取消届（別記様式第2号）により、速やかに区へ届け出るものとする。

(登録の取消し)

第10条 区長は、前項の規定により登録者から登録の取消しの申出があった場合又は登録者がスポーツボランティア事業の趣旨に反する行為をした場合は、登録を取り消すとともに、登録簿から当該登録者を削除するものとする。

2 区長は、登録者が有効期間中にスポーツボランティアとして活動の実績がない場合は、登録を取り消すとともに、登録簿から当該登録者を削除するものとする。

(ボランティア活動の単位)

第11条 スポーツボランティアの活動は、原則1回につき6時間以内とする。

(活動に対する謝礼)

第12条 区長は、スポーツボランティアが区又は教育委員会が主催するスポーツボランティア活動に従事したときは、1回につき2,000円を支払うものとする。ただし、当該活動が6時間を超えたときは、1日につき3,000円を支払うものとする。

(派遣の申請)

第13条 スポーツボランティアの派遣を受けようとする者は、文京スポーツ

ボランティア派遣申請書（別記様式第3号）により、区長に申請をするものとする。

（派遣の決定）

第14条 区長は、前条の規定による申請があつた場合においては、申請の内容を審査し、派遣することが適当と認めるときは、文京スポーツボランティア派遣決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

（申請者の責務）

第15条 申請者は、スポーツボランティアの活動に際して、事故の防止に努め、安全に十分配慮しなければならない。

（経費の負担）

第16条 申請者は、第14条第1項の規定によるスポーツボランティアの派遣に関する経費及び当該活動に伴う傷害等に係る保険の保険料を負担するものとする。

2 申請者は、区の区域外の場所にスポーツボランティアの派遣を希望する場合において、スポーツボランティアの宿泊費又は交通費が必要となる場合は、当該費用を負担するものとする。

（報告）

第17条 申請者は、スポーツボランティアの派遣を受ける活動（以下「活動」という。）の終了後、速やかに文京スポーツボランティア実施報告書（別記様式第5号）を区長に提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第18条 申請者は、第13条の規定による申請の内容に変更があるとき又は申請者の責めによらない理由で活動ができなくなったときは、速やかにその旨を区長に申し出なければならない。

（派遣停止）

第19条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該派遣を停止し、申請者に通知する。

- (1) 第2条各号に規定する活動内容に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段でスポーツボランティアの派遣の決定を受けたとき。
- (3) その他区長がスポーツボランティアを派遣するに当たって著しい支障があると認めたとき。

（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティア事業の運営に

関し必要な事項は、アカデミー推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。